



一般質問発言通告書

令和 8 年 5 月 28 日
午前 9 時 19 分 受付
(通告書 2 枚)No. 1

下記の事項について、質問したいので通告します。

令和 8 年 5 月 28 日

つくば市議会議長 黒田健祐様

つくば市議会議員 川村直子

質問事項	要 旨	答弁者
1 学校におけるいじめへの対応について	<p>中学生がいじめを苦に自死したことをきっかけに、2013 年「いじめ防止対策推進法」が施行された。これに基づき、市では2014年「いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの防止といじめが認知された時の対応の方針を定めた。</p> <p>市では「いじめ問題対策連絡協議会」及び「いじめ問題専門委員会」を設置、いじめの防止等の対策のほか、いじめの重大事態に係る事実関係を明らかにする調査等を行っている。</p> <p>「いじめ防止基本方針」の策定以来、細やかな施策が示されているが、現場からは、十分に対応されていないという声が届いている。</p> <p>いじめに関する対応は、命に関わることであり、当事者に寄り添った対応ができるよう、改めて市の考えを伺う。</p> <p>(1) いじめ防止の取組</p> <p>(2) いじめの現状と対応 いじめの定義、認知件数、いじめが認知された時の対応の流れ及びいじめ「解消」の定義</p> <p>(3) いじめ重大事態について 重大事態の定義、認知件数、対応の流れ、「解消」の定義及び誰が、どこで、重大事態と判断するのか</p> <p>(4) 「つくば市いじめ問題対策連絡協議会等条例」に定められた、以下の組織の役割、開催状況 ア つくば市いじめ問題対策連絡協議会 イ つくば市いじめ問題専門委員会 ウ つくば市いじめ問題再調査委員会</p> <p>(5) いじめの防止や対応における課題と、今後の方針</p>	市長 教育長 担当部長

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。

質問事項	要 旨	答弁者
<p>2 性の多様性の更なる理解促進について</p>	<p>2026年4月、市では「市職員のためのインクルーシブな職場環境づくりガイドライン(性の多様性編)」を策定し、公表した。 これは「つくば市男女共同参画推進基本計画」において、市職員や市民が性的マイノリティに関する正しい知識を持ち、行動ができるようにするため、新たに作成することが位置付けられていたもので、評価するものである。 着実にガイドラインの内容を浸透させていくため、以下、質問する。</p> <p>(1) ガイドライン策定の目的及びポイント</p> <p>(2) ガイドラインの使い方、市職員、学校教職員への周知の仕方</p> <p>(3) 市職員、学校教職員への性の多様性についての研修の状況</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>
<p>3 公共施設予約システムの改修について</p>	<p>現行のインターネットによる地域交流センターやスポーツ施設の公共施設予約システムについて、市民から、使いづらい、分かりにくい部分を改善してほしいとの声が、これまで市民ネットにも多く寄せられていた。 具体的には、予約するための Web 画面上で使用可能人数や部屋の広さ、使用料金などを同時に見られないこと等とのことである。 システムは現在改修中であるとのことだが、以下について考えを伺う。</p> <p>(1) 改修の内容と進捗状況</p> <p>ア システム改修のスケジュールと内容</p> <p>イ これまでの課題に対する改善策</p> <p>ウ 今後、新たにインターネット予約ができるようになる予定の施設</p> <p>(2) ふれあいプラザの予約システムについて</p>	<p>市長 教育長 担当部長</p>

※ 一般質問を行うに当たっては、明確な答弁を求めるため、会議規則第 61 条編注4のとおり、通告書に発言の要旨等を読んで分かる程度の具体的内容を記入されるようお願いいたします。